

414  
4

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10  
80 1 2 3 4 5

始



34-12



法隆寺大鏡



第五集

大正  
13.3.31  
製本





### 法隆寺大鏡第五集挿圖解説

#### 第一、第九、御物 金銅摩耶夫人及姪女像

佛本生の因縁を供養すること、灌佛會より盛んなるは無く、古來朝野の年中行事の一として行はれ、延喜式圖書寮式にも御灌佛裝束として、金色釋迦佛像一體山形二基金銅多羅一口等の品目を挙げ、其本尊として奈良朝時代と認めらるゝもの東大寺を始めとして諸國に散在す、同じくこれ託胎下生の像ながら、佛出生と共に七歩を進み、右手高く天に翳して獅子吼するの意を寫せるなり、其將に胎を離れて降誕せむとする像は、現存する所唯此御府の藏のみなり、然かもこれ佛教藝術最初の様式に屬し、法隆寺の草創と極めて近密なる時代の遺像なるを觀れば、これ豈に千載稀觀の名品、唯一無二の國寶にあらずや、佛出生の記事多く經典に存すと雖、今當時本生經の隨一として尊崇せられたる過去現在因果經によりて、其光景を叙すれば同經卷第一に曰く

於是夫人即昇寶輿與諸官屬并及姪女前後侍從往藍毗尼園爾時復有天龍八部亦皆隨從充滿虛空爾時夫人既入園已諸根寂靜十月滿足於四月八日初時夫人見彼園中有一大樹名曰無憂花色香鮮枝葉分布極爲茂盛即舉右手悉牽摘之菩薩漸漸從右脇出子時樹下亦生七寶七華蓮花大如車輪菩薩即便隨蓮花上無扶持者自行七步舉其右手而獅子吼下略

其誇張せる背景の神話的なるを管むるなかれ、此神話の結果より此



像は生れたるなり、一群四軀の遺像には無憂樹の花色香鮮枝葉の繁茂する設備なく、從うて藍尼園逍遙の景にも想創し難けれど、夫人急遽右手を擡げて、合掌の釋尊其半身を露はし、侍坐の姪女驚嘆の目をみはり、不思議の變に駭倒する様、これ内殿に於ける覺悟の情況にあらずして、夫人起立の態より察するも、逍遙行樂の際、不意の出來事と見て可ならずや、經の本文を辿りて此像に對すれば、藍尼園も無憂樹も彷彿として其處に現前す、所謂推古朝藝術の特色は、動的用縁の飛舞翻として上昇の意を寓するにあり、此意を以て姪女の形態を作れる爲め、驚倒不安の念は遺憾なく其輪廓の線に現はれ、夫人の直立して單に軽く右手を擡げたる覺悟の狀態と照應して、益々光景の不意なるに想創せしむ、一群四軀の連鎖緊密なること此の如く、各軀の表情形態、各個として見るも可、合して更に漆合の妙を發揮するを見れば、これ實に群像彫刻としての上乗なるものと稱すべし、古往今來わが彫刻界は轉變發達の期を繰返せりと雖、何の時か群像彫刻に雄を稱したる、文殊菩薩渡海像の如きは、正しく群像の性質を帯ぶべきものなるも、未だ此意義に於て徹底したる作品に接せず、二十八部衆三十三觀音像あるも、これ唯群像の羅列のみ、相對照應の義に於ては四天王の配列に及ばず、過去永劫の古人苦心を此處に致すべくして、遂に會心の作に想創すると能はず、群像の缺漏はわが彫刻界終世の恨事と悲嘆に暮るゝ曉、一度此像を拜せば我また天上天下唯我獨尊を絶叫すべし、群像の創始は實に佛教渡來と共に風に權化の手に由りて成れるなり、釋尊本生因縁の遺像は、後を俟たずして佛教藝術最初の系統に現はれ、群





法隆寺大雲經五雲經同繪圖  
此の完全は遂に後人の企及を許さず、過去千有百載此像獨り燦然として今に紫磨金色を減ぜず、唯一無二無價の寶として威靈永へに御府に炳然たり、近く灌佛會を迎ふるに臨み、舊法隆寺藏にして現今御府の藏たる金銅託胎下生の像を掲載して、謹みて聖壽の萬歳を祝結すると共に、併せて敎祖大聖釋迦牟尼世尊に一遍の回向を捧げまつる、  
願以此功德 普及於一切 我等與衆生 皆共成佛道

高朝臣福信は一に高麗につくる、仲麻呂に與みして奈良麻呂の陰謀露顯の日、其一方の首領を捕へたる人、葛木連戸主は思勳によりて成人せる京中の孤兒を附屬せられて其親となりて扶助せる人なり、  
第四集に出せるが其未だ盡さざるを補へり、  
第十四、御物 壺鏡 (其三) 原寸  
挿櫛様の變化の三種を載す、中に金銀もて草形を散らせるは其逸品なり、

第四集に續きて其全部を現はす、文に見ゆる金光明寺とは金光明四天王護國之寺の略稱にして、即ち東大寺の謂なり、當時諸國に國分寺を置き、之に僧寺尼寺の別あり、僧寺は何れも金光明寺といひ、それが總管は東大寺なりしを以て、單に金光明寺といへば即ち東大寺の謂となる、十八寺の名稱今一々詳かならず、之を略す、天平勝寶八歳の歳字は其前年勅して年字を改められしもの、唐の玄宗天寶三年即我聖武天皇天平十六年に、年を改めて載といひしに倣ひて新例を開かれたるなり、藤原朝臣仲麻呂は武智麿の第二子にして、孝謙天皇の寵遇を得たる惠美押勝のことなり、後寵衰ふるに及び、天平寶字八年九月亂を作して越前に走り、遂に誅に伏す、藤原朝臣永手は房前の第二子なり、此後累進して左大臣に任じ、道鏡を斥け光仁帝を擁立し、社稷に大功あり、賀茂朝臣角足は明くる天平勝寶九歳、橘諸兄の子奈良麻呂の謀反に與して仲麻呂を倒さんとしたる人、且

第十、第十一、  
御物 法隆寺獻物帳 (其二) 其三 原寸

孔雀明王像が稀世の名品たるは、既に第三集に之を述べたり、其乘御の孔雀また特に一顧を要するものあるを以て、此集更に之を收むること、す、其形似の眞を得たるものは仁和寺本を推すの外無く、或は遙に降つては應舉岸駒の畫に於て傳彩の妙を見るを得んも、所謂神韵靈活の氣を具して、尊像乘御の品格を標置するは恐く此圖を以て第一とせざるを得ず、明王の面貌少しく右時して、獨尊像に希有の姿勢を呈し、寂定の狀態よりして發動の意をほのめかすに似たり、其發動の氣振は正に孔雀に現はれて、明王が意志の動く所、右に左に前に後に馳趨進退せんとす、明王と孔雀とは所謂同心一體の感あり、畜調の上に張りて蓮座を支持するの力を現はし、首を斜にして明王の意を迎ふるに準備し、双翼の支持力と思慮ある態度とは、

第十四、孔雀明王像 (其三) 原寸

二



頭より腹へかけての雄大ななる曲線を持つて更に其威を深うす、特に妙とすべきは双脚の構へなり、其張り構の堅固なるは明王を戴いて金輪際動くことなきが如くにして、而かも意志一たび發動すれば千里を翔けるの潜勢力を表するに非ずや、眞を畫くは難し、眞を畫いて之を虚化する又更に難かるべし、佛畫は空靈の氣を尙ふ、眞の孔雀を畫かんよりは寧ろ靈鳥としての權威あるを要す、此圖の如き發動の刹那の機を捉へずして、却て大活動の潜勢力を現はし得たるもの、繪畫の含蓄といひ内容と稱し、人をして動かさずんば已まざる底の威力は、即此の圖の謂にあらずや、

こと幾何ぞ、此佛畫にして此客殿あり、法隆寺にして此客殿なかるべからず、粉壁斑らに襖障彩繪の美を存せざれども、黒ずめる柱に昔の床しさ思はれて、瀟洒閑雅の致に富み、また相應の古建築と稱するに足る、圖の右松樹の影に隠れて、瓦葺の細廊の見ゆるは明ち新堂への通路なり、新堂及其諸佛のことは第六集に之を説かむ、

元と西園院の在りし處、今は寺務を處理し迎客の用を兼ね、管主の方丈庫裡皆之に連接して造られ、一山の主腦部として知らる、客殿は圖に見ゆる如く、柱細くして瀟洒の致に富めども、京都の名藍瓦葺に見る如く輪奐の美を極めたるものにあらず、七大寺として時めける往時を考へなば、轉、蕭涼の感にたえざるものあり、金堂といひ五重塔といひ伽藍一帯の建築は、其歴史的の價值と美的評價よりすれば、我國建築界の霸王にして、何物にも代へ難き國寶なれども、宏壯雄大の形式のみを旨とせる後の宗教建築に比ぶべくもあらず、遙古莊嚴の感深く人を動かすを以て、其貴を爲す所以なり、此威は先づ客殿に入つて須らく一椀の茶を喫し去らば、自ら油然として湧き來るべし、伽藍は伽藍、客室は客室と、あらゆる所に差別を設けて、客室獨り得たり顔の美を損にするが如きあらば、其の品格に關する

第十六、金燈爐 高六尺五寸  
燈爐は東院繪堂の前に在り、其竿に銘して云  
本施入 法隆寺上宮王院常燈爐  
貞治二年癸卯卯月十八日  
大願主 播磨守赤松前彈正小朝源氏範

第十五、法隆寺客殿 桁行七間 梁間五間  
元と法輪寺塔婆の頂上に在りしもの、今法隆寺の客殿の庭に在り、其銅造ならずして石造なるを珍とすべし

第十七、露盤 高一尺七寸 幅三尺  
元と法隆寺塔婆の頂上に在りしもの、今法隆寺の客殿の庭に在り、其銅造ならずして石造なるを珍とすべし

第十八、舍利机 長二尺五分 幅一尺八寸二分

第十八、舍利机 長二尺五分 幅一尺八寸二分



室の裏に、（一） 高六寸二分、長一尺六寸六分、幅一尺二寸七分。  
（二） 高六寸二分、長一尺六寸六分、幅一尺二寸七分。  
（三） 高六寸二分、長一尺六寸六分、幅一尺二寸七分。  
（四） 高六寸二分、長一尺六寸六分、幅一尺二寸七分。  
（五） 高六寸二分、長一尺六寸六分、幅一尺二寸七分。  
（六） 高六寸二分、長一尺六寸六分、幅一尺二寸七分。  
（七） 高六寸二分、長一尺六寸六分、幅一尺二寸七分。  
（八） 高六寸二分、長一尺六寸六分、幅一尺二寸七分。  
（九） 高六寸二分、長一尺六寸六分、幅一尺二寸七分。  
（十） 高六寸二分、長一尺六寸六分、幅一尺二寸七分。

此卓今夢殿觀音の靈前にあり、前面は七寶透を用ひ、他の三面は全  
 く之を省けり、法隆寺の器具類には他に見ざる趣向のもの多く、殆  
 ど法隆寺様として一派を爲せるが如し、此卓及次に示せる所を以て  
 すれば、鎌倉時代に名匠の意匠に豊富なるもの存在せりと見て可な  
 らむ。

第十九、夢殿高卓 高二尺〇五分、上方一尺四寸、下方一尺六寸四分

此卓今夢殿觀音の靈前にあり、前面は七寶透を用ひ、他の三面は全  
 く之を省けり、法隆寺の器具類には他に見ざる趣向のもの多く、殆  
 ど法隆寺様として一派を爲せるが如し、此卓及次に示せる所を以て  
 すれば、鎌倉時代に名匠の意匠に豊富なるもの存在せりと見て可な  
 らむ。

第二十、卓二種

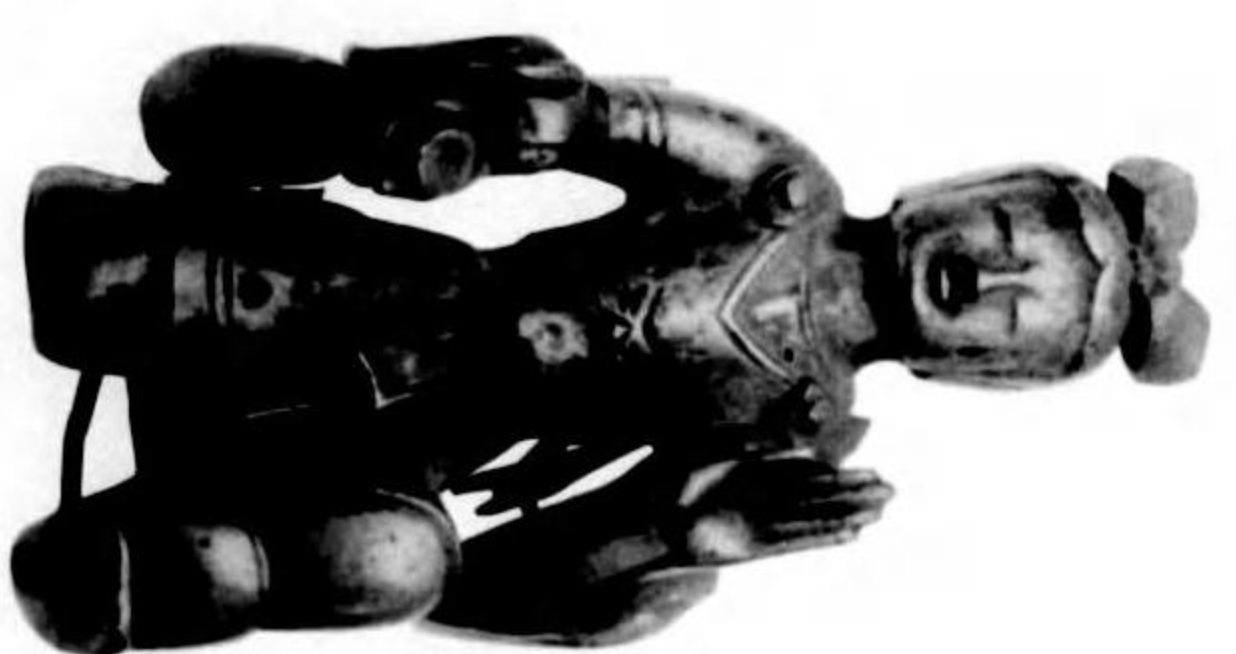
一 高六寸二分、長一尺六寸六分、幅一尺二寸七分。  
二 高六寸二分、長一尺六寸六分、幅一尺二寸七分。

齊しく形式の變化を求むるは一なり、高きは之を剗形透の應用に求  
 め、低きは之を材料の廣狹両面の組合せに求む、一は潤飾に重きを  
 おき、一は組立の上に思を凝らす、潤飾の應用は或は學び易きも、  
 組立の妙は進に及ぶべからず、作家其人を異にせんも、思ふに昔鎌  
 倉時代の製品ならむ、當時の通有手法たる螺鈿を用ひず金具を散さ  
 ず、簡素の裡に潤飾と構造との兩面を利用し、以て形式變化の妙を  
 發揮せしむるは、これ實に本寺器具の特色にして、所謂法隆寺様と  
 して尊重すべき所以なりとす。









二四 女采及人夫耶摩則金 物即

南京博物院藏





(三R) 女系及人夫耶摩刻金 物御

國立中央研究院  
歷史語言研究所





0110 女系及人夫罪罪銅金 物印







(五) 女界及人夫服制金 物類

國立中央研究院  
歷史語言研究所





六四 女采及人夫耶摩銅像 物即







(七) 女界及人夫罪孽刻金 物即







(A) 女柔及人夫那摩銅金 物御

金剛山藏





(240) 女采及人夫耶羅刻拿 物即

刻此器器器



絲纈裏忙敦机又羅夾纈單忙覆 二幅 長六

尺八寸 絲綾帶貳條結束 帶長一丈

奉今月八日 勅前件並是

先帝翫弄之珠內可供擬之物各示數種

謹獻金光明等十八寺宜令常置

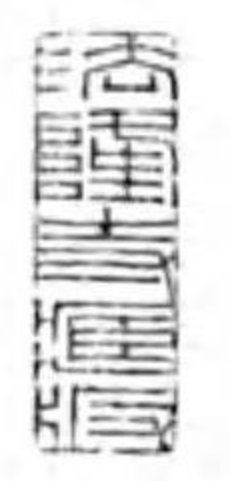
佛前長為供養所願用此善因奉資

冥助早遊十聖普濟三途然後鳴鑿

花藏之宮住驛涅縣之岸

天平勝寶八歲七月八日

德信行大納言兼紫微中衛大將守藤原朝臣 仲麻呂







從五位上兼言兼紫微令中衛大將出守藤原朝臣

仲麻呂

從三位中務卿兼左京大夫侍從藤原朝臣

永手

從五位上行兼紫微少輔兼武藏守出守朝臣

福信

紫微少輔兼五位下兼行兵衛卿左馬廐監實茂朝臣

信

從五位上行兼紫微少輔兼木連

信



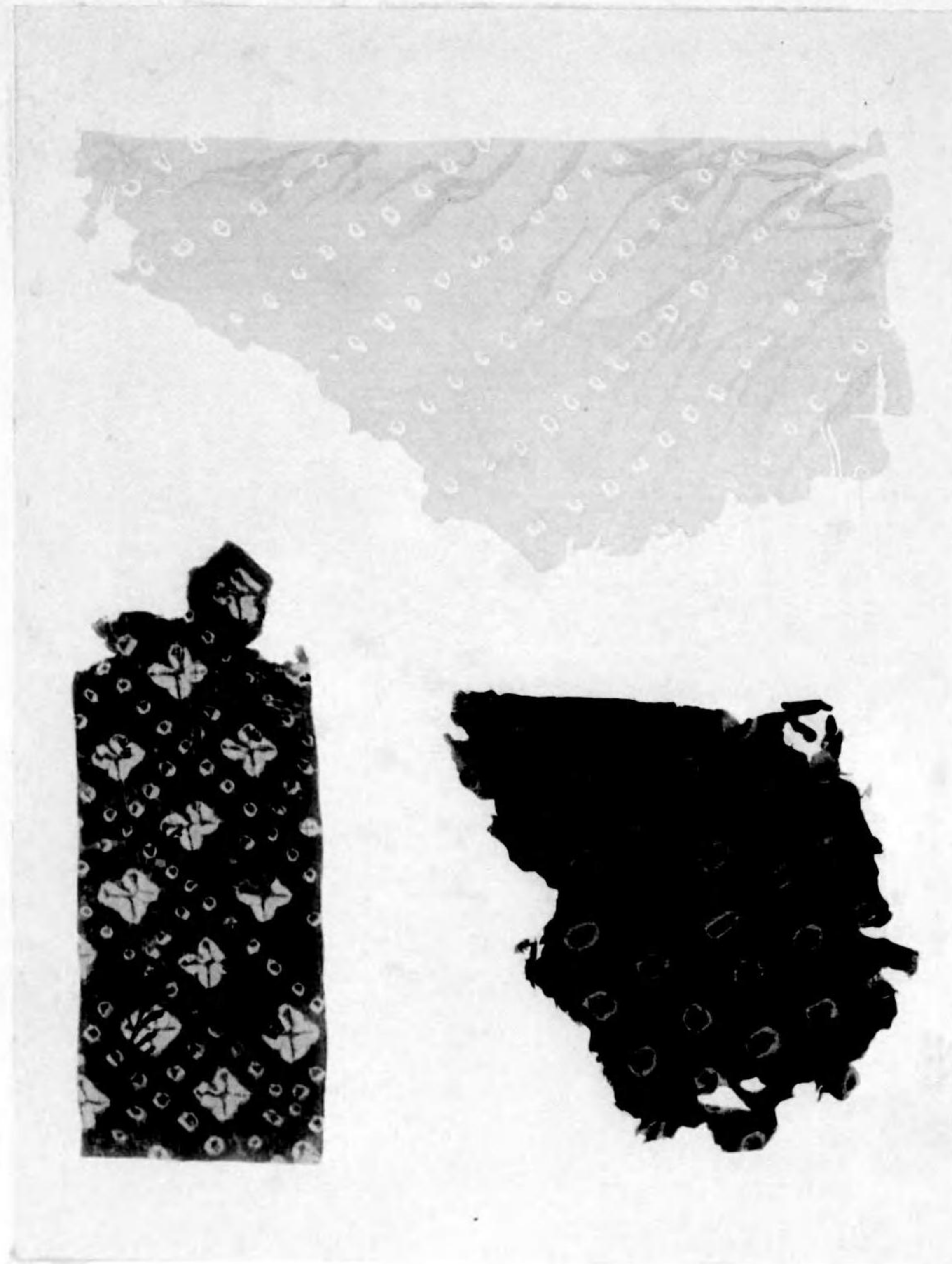




銅鈴 銅鈴

銅鈴 銅鈴

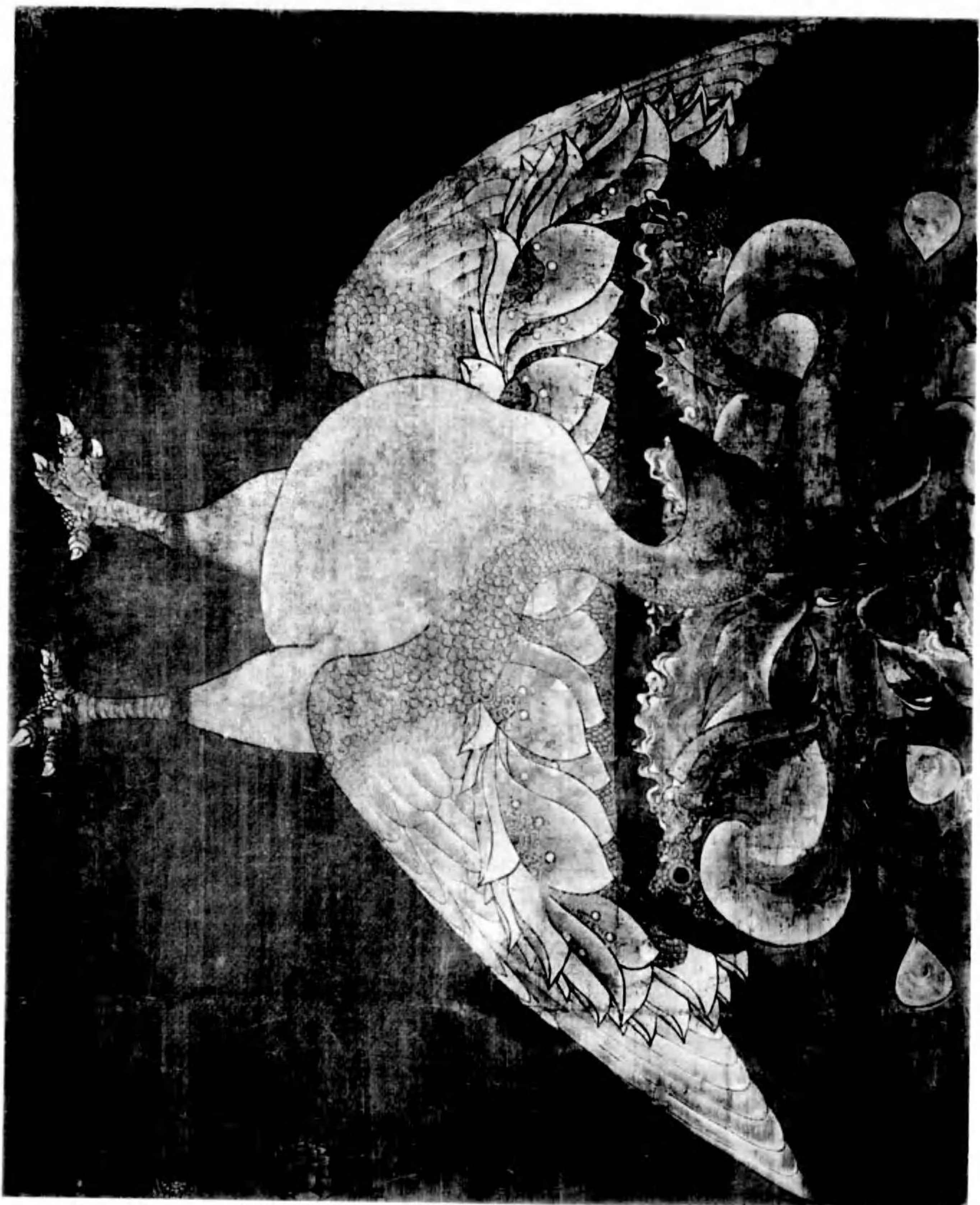




物品圖

國立中央圖書館  
 藏書

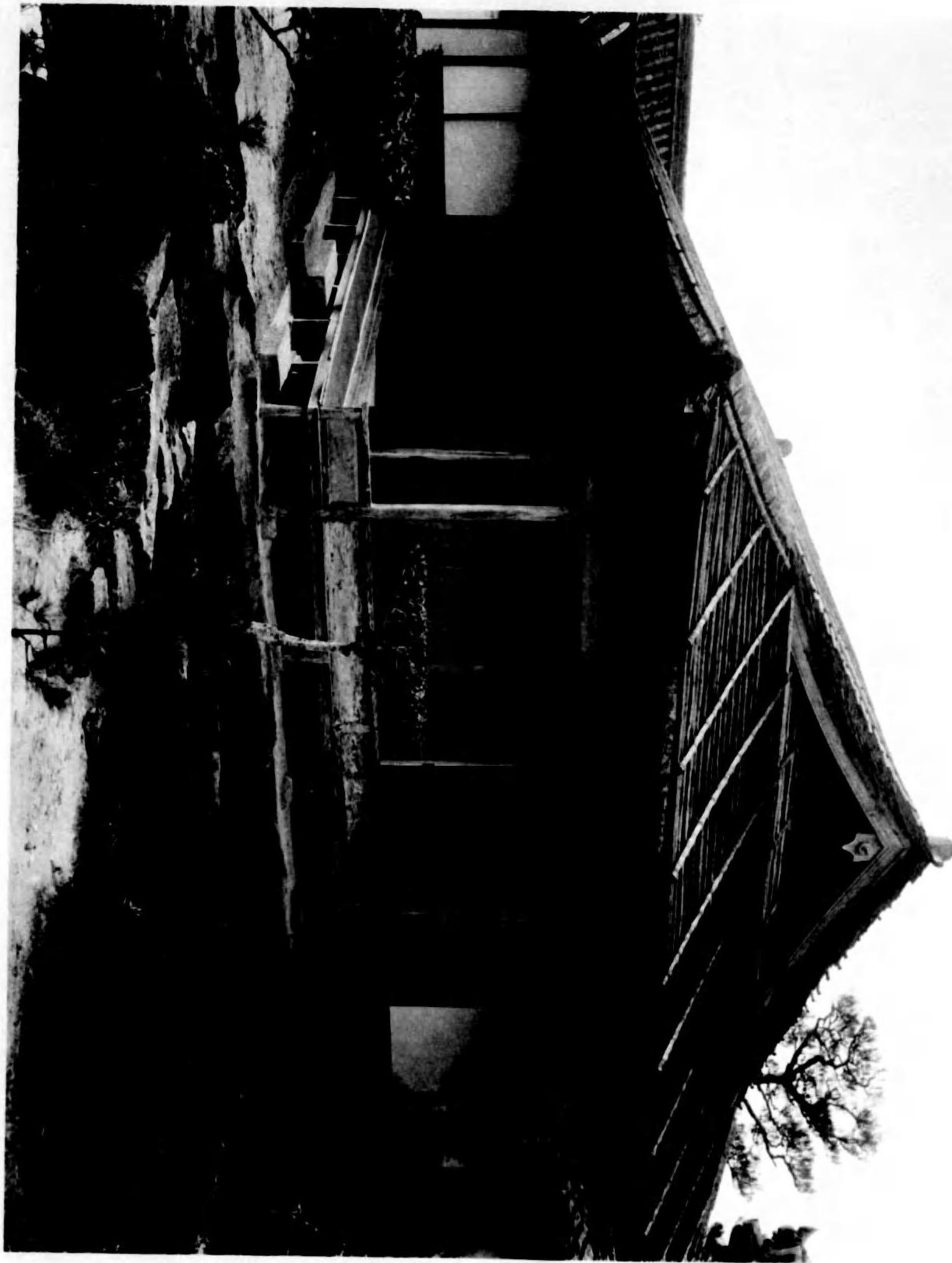




图：黄仁明先生在木刻

黄仁明





新 外

新 外





金燈籠

金燈籠





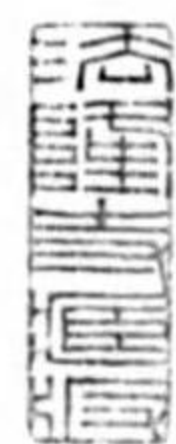
石磨

石磨





机利舍



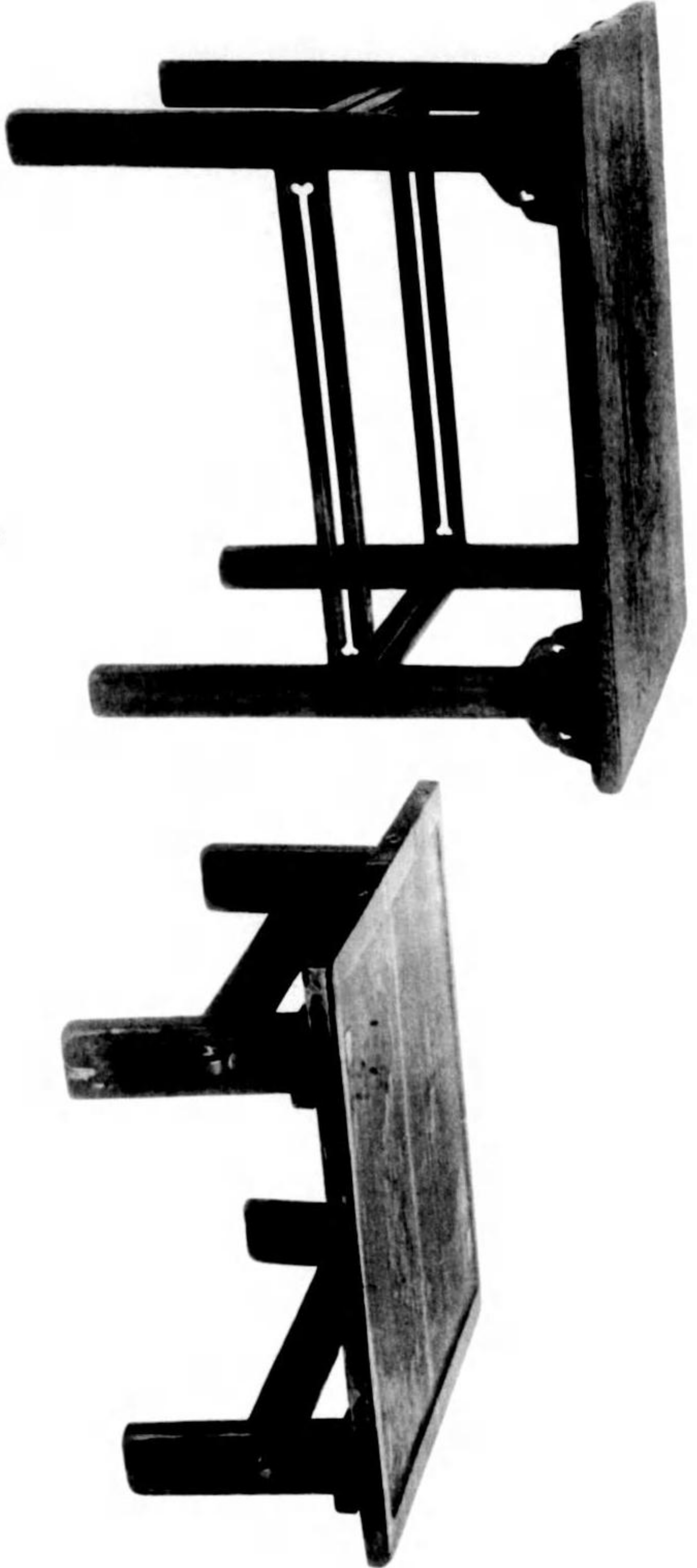




高脚杌

高脚杌





椅二把





大正三年三月廿六日印刷  
大正三年三月廿九日發行

(第五集二十枚)

大和國法隆寺藏版  
東京美術學校編輯

發行者 東京市下谷區上根岸町一三二番地 白石村治

印刷者 東京市下谷區上根岸町六八番地 武田勝之助

發行所 東京市下谷區上根岸町六八番地 墨彩堂



終

